

市民センター使用許可に係る確認 [社会教育法第23条及び廿日市市民センター条例第8条]
(次の1～5全ての条件を満たさないと使用できません。)

- 1 営利を目的とした事業(活動)ではない。
 - 2 特定の政党の利害に関する事業ではない。
 - 3 選挙に関し、特定の候補者を支持するものではない。
 - 4 特定の宗教活動ではない。
 - 5 酒宴を主とする事業(集会)ではない。
- 前記事項に相違ありません。また、社会教育法第23条又は、廿日市市民センター条例第8条に規定する各号に該当すると判断された場合、今後使用許可の制限を受けても異存ありません。

※1～5に該当される場合のみ署名してください。

申請者署名(自署)

使用目的が、次に該当する場合は、「広く地域住民一般の生涯学習活動に寄与すると認められる場合、または、地域のまちづくりに寄与すると認められる場合」となり目的内の利用として認められます。(次の6～13全て該当する場合のみです。)

- 6 学習活動が、地域住民(津田・四和地区を中心とした市民)を中心とした生涯学習活動、または、まちづくり活動である。
 - 7 学習活動の成果を広く地域活動に生かしている、または、地域のまちづくりに貢献している。
具体的な例()
 - 8 個人の資格・検定・免許取得を目的としたものではない。
 - 9 参加するのに会員としての資格・免許等が必要ではない。
 - 10 地域住民がいつでも誰でも参加できる一般に公開された活動である。
 - 11 参加者を随時募集している。募集している具体例()
※活動内容のわかる公開しているホームページやチラシがあれば添付してください。
 - 12 講師一人1回あたりの謝金が9,440円以内、または無い。
 - 13 地域住民などへ問い合わせ先として申請者の連絡先を公開してよい。
- 1～13の事項に該当することに相違ありません。使用許可決定後に目的内利用に該当しないことが認められた場合は、目的以外の料金(基本使用料の2倍の額)を支払います。
- 上記の記入について間違いありません。

申請者署名(自署)

廿日市市民センター条例(抄)

(使用許可の制限)

第8条 教育委員会は、申請者の市民センターの使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 法令、条例、規則等の規定に違反すると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、設備及び物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 酒宴を主とする集会であると認められるとき。
- (5) その他管理運営上支障があると認められるとき。